

「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の概論

はじめに

1. バーゼル銀行監督委員会(以下、当委員会)は、自己資本に関する新しいバーゼル合意(バーゼルとも呼ばれる)に関する第三次市中協議文書(CP3)の付属ペーパーとして、この概論を公表する。CP3の公表は、自己資本充実度に関する新たな枠組みの導入に向けた重要なステップとなる。当委員会は、本年の第4四半期までに新合意を完成し、メンバー国において2006年末までに実施することを引続き目標としている。

2. 当委員会は、自己資本充実度の枠組みを2つの側面から改善することによって、公共政策的に重要な利益が得られると考える。第一の点は、最低所要自己資本だけでなく、監督上の検証や市場規律を含む自己資本規制を策定することである。第二の点は、最低所要自己資本のリスク感応度を大幅に高めることである。

3. 自己資本充実度の枠組みを改善する目的は、リスク管理を一層重視することによって、および、銀行のリスク管理能力の継続的な向上を奨励することである。当委員会は、広く用いられている現代的なリスク管理実務に銀行の所要自己資本を近づけることによって、また、リスクと資本に関する情報開示の強化を通じてリスク重視の姿勢を監督実務と市場規律に浸透させることによって、本目的を達成し得ると考える。

4. バーゼル合意の改定に向けて当委員会が行った作業の極めて重要な要素の一つは、業界および非メンバー国の監督当局との広範にわたる対話であった。当委員会は、こうした協議の結果、様々な選択肢を提供する新たな枠組みはG10諸国のみならず世界中の銀行、および世界中の国が銀行システムに適用する場合にも適切であると考えられる。

5. 当委員会の作業において同様に重要な要素となったのは、影響度調査に参加した銀行から得られたフィードバックであった。本調査の目的は、自己資本に関する提案が既存のポートフォリオに及ぼす影響につき、全世界の銀行から情報を得ることであった。当委員会は特に、QIS3と呼ばれる直近の定量的調査に

40 を超える国から、規模や複雑さの程度の異なる 350 を超える銀行が参加し、銀行の多大な努力が払われたことを認識している。別途のペーパーに述べるとおり、QIS3 の結果によって、現段階で設定されている枠組みは当委員会の目的に概ね合致した所要自己資本を算出するものであることが確認された。

6 . 本概論ペーパーは 2 部より構成される。第 1 部では、自己資本充実度の新たな枠組みを要約するとともに、同枠組みの実施に係る論点にも触れる。第 1 部は、バーゼル II において銀行にどのような選択肢が与えられているかをより深く知りたい読者を想定して書かれている。第 2 部ではより技術的な問題が取り上げられている。そこでは、2002 年 10 月に公表された QIS3 のテクニカル・ガイダンスに示されている提案に比して、具体的にどのような修正が新合意に加えられているかが述べられている。

第 1 部 新合意の主な要素

7 . 新合意は 3 つの柱から成る。すなわち、最低所要自己資本、自己資本充実度に関する監督上の検証、情報開示である。以下では、3 つの柱の各々を構成する提案を要約する。

第一の柱：最低所要自己資本

8 . 提案されている新合意はいくつかの側面において現行合意と異なるが、まず、変更が加えられていない要素について述べるのが重要である。現行合意における自己資本比率の概念は、銀行が保有する利用可能な自己資本の額を分子とし、銀行が直面するリスクを定量化した数値すなわちリスクアセットを分母とする比率である。こうして算出される自己資本比率は 8% を下回ってはならない。

9 . 現在提案されている新合意では、自己資本比率の分子を定義する規則 (すなわち規制上の自己資本の定義) は変更されていない。同様に、最低所要比率の 8% も変わらない。従って、修正が加えられる分野はリスクアセットの定義、すなわち銀行が直面するリスクを定量化する方法である。リスクアセットを計算する新しい手法は、銀行のリスク評価を改善し、より意味のある自己資本比率の算出を可能にすることを企図したものである。

10 . リスクアセットの定義において、現行合意が明示的にカバーしているのは 2 種類のリスクのみである。すなわち、信用リスクとマーケット・リスクである。その他のリスクは、これら 2 つの主要なリスクの取扱いを通じて、暗黙のうちにカバーされていることが想定されている。トレーディング業務から生

じるマーケット・リスクの取扱いは、バーゼル委員会が1996年に公表した自己資本合意の改定に定められている。現在提案されている新合意では本リスクの取扱いに変更はない。

11．新合意の第一の柱では、主として2つの要素においてリスクアセットの定義を変更することが提案されている。すなわち、現行合意に比して信用リスクの取扱いに大幅な変更が加えられること、および、オペレーショナル・リスクが明示的に取り上げられ、銀行の自己資本比率の分母に同リスクを定量化した数値が算入されるようになることである。以下では、この2つの要素に順に焦点を当てる。

12．提案されている新合意における大きな革新は、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの計算に対し、それぞれ3つの異なる選択肢が与えられることである。当委員会は、何れのリスクの計測においても、画一的な手法（one-size-fits-all approach）に固執することは不可能であり、望ましくもないと考える。画一的な手法に代えて、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの双方につき、リスク感応度が異なる3つの手法が提示されており、銀行および監督当局は、銀行業務および金融市場のインフラの発展段階に最も適切と考える手法を選択できる。次の表は、リスクのタイプ毎に選択可能な3つの主要な手法を示したものである。

信用リスク	オペレーショナル・リスク
標準的手法	基礎的指標手法
基礎的内部格付手法	標準的手法
先進的内部格付手法	先進的計測手法（AMA）

信用リスクの標準的手法

13．標準的手法は、信用エクスポージャーを識別しやすい特性（例：当該エクスポージャーは事業法人向け貸出か、住宅ローンか）に従って監督上のカテゴリーに分類することを求めるものであるという点において、現行合意に類似している。標準的手法では、監督上の各カテゴリー毎に固定的なリスクウェイトを設定し、外部の信用評価を利用することによって現行合意に比べてリスク感応度を高めている。ソブリン、銀行、および事業法人向けエクスポージャーのリスクウェイトは外部信用評価に基づいて格差が設けられている。ソブリン向けエクスポージャーの場合、外部信用評価には、民間の格付機関が公表した格付けと同様、OECDの輸出信用機関の信用評価が含まれる。

14．標準的手法には、ある外部格付情報が、銀行が使用するうえで適格である

か否かを各国当局が判断する際に用いるガイダンスが含まれている。なお、事業法人向けエクスポージャーを評価する際に外部格付を利用することは、枠組みの中での選択肢の一つとして位置付けられている。外部格付が付与されていないエクスポージャーについては、標準的手法では、多くの場合 100% のリスクウェイトが適用され、現行合意と同様に 8% の所要自己資本が課される。その際、当局はそうした類型のエクスポージャーにおけるデフォルト実績に鑑みて、所要自己資本が充分であることを確保すべきである。標準的手法の革新的な点として重要なのは、延滞とみなされる貸出の取扱いである。延滞貸出のリスクウェイトは、当該貸出に対して一定水準以上の個別引当金が積まれていない限り、150% となる。

15. いまひとつの重要な変化は、標準的手法を用いる銀行において認められる担保、保証、クレジット・デリバティブの範囲が拡大されたことである。バーゼル II では、これらを総称して信用リスク削減手法と呼ぶ。標準的手法では、適格担保の範囲が OECD 加盟国政府の発行債券から、ほとんど全てのタイプの金融商品へと拡大されている。所要自己資本の削減効果の評価手法は、担保商品のマーケット・リスクに応じていくつかの手法が用意されている。同様に、標準的手法における適格な保証人の範囲も拡大され、一定水準の外部格付を取得している全ての企業が含まれる。

16. 標準的手法は、リテール向けエクスポージャーについても特別な取扱いを導入している。住宅ローン・エクスポージャーのリスクウェイトは現行合意に比べて軽減されており、また、その他のリテール向けエクスポージャーのリスクウェイトも同様に軽減され、無格付の事業法人向けエクスポージャーのリスクウェイトを下回る。更に、中小企業 (SMEs) 向け貸出は、各種の基準を満たすことを条件としてリテール向けエクスポージャーに含めることができる。

17. 標準的手法は、自己資本比率のリスク感応度を高めるため、エクスポージャーや取引に関していくつかの区分を設けている。同様の区分は、信用リスクの IRB 手法およびオペレーショナル・リスクの所要自己資本の算定手法においても設けられている。これらの手法における所要自己資本は、リスクへの連動性がより高くなっている。当委員会は、国内事情を勘案すると広範な選択肢を用意することが適切ではない銀行や当局に対応するため、CP3 の付属文書 9 に示す「簡便な標準的手法」を用意した。この付属文書は、リスクアセットを計算するための最も単純な選択肢を集めたものである。簡便な標準的手法を用いる銀行も、新合意における監督上の検証や市場規律に係る要件を満たすことが期待される。

内部格付 (IRB) 手法

18．信用リスクの内部格付（IRB）手法は、新合意における最も革新的な側面の一つである。本手法には、基礎的手法と先進的手法の2つの選択肢がある。IRB手法は、主なリスク要因に関する銀行の内部評価の結果が、所要自己資本の算定における基本的な入力情報になるという点において、標準的手法とは大きく異なる。本手法は銀行の内部評価に基づいているだけに、よりリスク感応度の高い所要自己資本が算出される潜在的可能性が大きい。しかし、IRB手法の下では、所要自己資本の算定に必要な全ての要素を銀行が自ら決定することは認められていない。そのかわりに、銀行が提供した定量的な入力情報と当委員会が定める関数の組み合わせにより、リスクウェイトについては所要自己資本が決定される。

19．監督当局が定める関数、すなわちリスクウェイト関数は、銀行の入力情報から具体的な所要自己資本額を算出する。こうした関数は、リスクを統計的、すなわち定量的に評価する現代的なリスク管理技術に基づくものである。こうした手法の使用は、現在の市場において大規模で複雑な銀行が意味のあるリスク評価を行うための重要な一歩となることが、業界との継続的な対話を通じて確認されている。

20．IRB手法は広範なポートフォリオをカバーしており、所要自己資本を算定するメカニズムはエクスポージャーの種類により若干異なる。本セクションの残りの部分では、該当するポートフォリオ毎に、基礎的IRB手法と先進的IRB手法の違いに焦点を当てる。

事業法人、銀行、およびソブリン向けエクスポージャー

21．IRB手法においてソブリン、銀行、あるいは事業法人に対するエクスポージャーのリスクアセットを計算する際は、同一の基本的なアプローチを用いる。その計算は、4つの定量的な入力情報に基づいて行われる。すなわち、借入人が一定の期間内にデフォルトする可能性を示すデフォルト確率（PD）、デフォルトが発生した場合に当該エクスポージャーが被る損失の比率を示すデフォルト時損失率（LGD）、デフォルトが発生した場合に、例えばコミットメントからの引出しが見込まれる額を示すデフォルト時エクスポージャー（EAD）およびエクスポージャーの経済的な残存期間を示すマチュリティ（M）である。

22．CP3に示されている事業法人向けのIRBリスクウェイト関数に、これら4つの入力情報を代入すれば、各々のエクスポージャーに対する所要自己資本が得られる。更に、銀行は、年間売上高が5千万ユーロ未満の中堅企業に対す

るエクスポージャーについて、事業法人向けの IRB リスクウェイト関数に企業規模に応じた調整を適用することが認められている。

23. 基礎的 IRB 手法と先進的 IRB 手法の主な違いは、入力情報が銀行自身の推計に基づくものであるか、あるいは監督当局が設定したものであるかという点にある。次の表は、これらの違いをまとめたものである。

入力情報	基礎的 IRB	先進的 IRB
デフォルト確率 (PD)	銀行が自行推計に基づいて用意	銀行が自行推計に基づいて用意
デフォルト時損失率 (LGD)	当委員会が定めた監督当局設定値	銀行が自行推計に基づいて用意
デフォルト時エクスポージャー (EAD)	当委員会が定めた監督当局設定値	銀行が自行推計に基づいて用意
マチュリティ (M)	当委員会が定めた監督当局設定値 ないし 各国裁量により、銀行が自行推計に基づいて用意 (一部のエクスポージャーを対象外とすることも可能)	銀行が自行推計に基づいて用意 (一部のエクスポージャーを対象外とすることも可能)

24. 上記の表より明らかとなっており、IRB 手法を採用する全ての銀行は、事業法人、ソブリン、および銀行向けエクスポージャーについて PD を内部推計しなければならない。また、LGD と EAD について、先進的 IRB 手法を用いる銀行は内部推計しなければならないが、基礎的 IRB 手法を用いる銀行は、エクスポージャーの性質に応じて、CP3 に示されている監督当局設定値を用いる。先進的 IRB 手法を用いる銀行は、一般にこれらエクスポージャーの残存マチュリティを自行推計することになる。ただし、例外的に監督当局の承認の下にマチュリティに固定値を用いることも可能である。他方、基礎的 IRB 手法を用いる全ての銀行に対しては、各国当局は国内一律の扱いとして、CP3 に示されている固定値を用いるか、あるいは銀行が残存マチュリティを自行推計することを認めるかを選択することができる。

25. IRB 手法の枠組みにおけるいまひとつの大きな特徴は、信用リスク削減手法、すなわち、担保、保証、およびクレジット・デリバティブの取扱いである。IRB 手法の枠組み、特に LGD のパラメータにおいては、信用リスク削減手法の潜在的な効果を評価するための柔軟性を十分に備えている。基礎的 IRB 手法を用いる銀行に対し、CP3 で提示されている LGD に関する種々の監督当局設定値

は、様々なタイプの担保の存在を映じたものである。先進的 IRB 手法を用いる銀行は、様々な担保の効果を評価するに当たり、更に大きな柔軟性を有している。IRB 手法においては、金融担保を伴う取引について、銀行が担保価値の変動リスクを評価する際に認定されたアプローチを用いることを確実にするため、標準的手法と同様に一連の具体的な計測方法が提示されている。

リテール向けエクスポージャー

26. リテール向けエクスポージャーについては、先進的 IRB 手法が唯一の選択肢となっており、基礎的 IRB 手法は用意されていない。IRB 手法のリテール関数に関する主要な入力情報は PD、LGD、および EAD であり、これらの入力情報は全て銀行自身が内部推計に基づいて用意する。IRB 手法における事業法人向けエクスポージャーの扱いとは対照的に、これら入力情報の値は個別のエクスポージャー毎に推計されるのではなく、類似するエクスポージャーを取纏めたプールに対して推計される。

27. リテール向けエクスポージャーには広範な商品が含まれている。その各々が異なる損失履歴を有することに鑑みて、リテール向けエクスポージャーは3つの主要なカテゴリーに分類される。すなわち、居住用住宅向け抵当権により担保されたエクスポージャー、一定の要件を満たすリボルビング型消費者信用（QRRE）および住宅ローン及びリボルビング型消費者信用以外のエクスポージャーとして取扱われる「その他リテール」である。一般論として、QRRE のカテゴリーには適格な損失特性を有する保全されていないリボルビング型与信が対象とされ、クレジット・カード信用の多くが本カテゴリーに包摂される。これ以外の非住宅ローン型の消費者信用は、中小企業向けエクスポージャーを含め、「その他リテール」に分類される。CP3 では、これら3つのカテゴリーの各々に、異なるリスクウェイト関数が設定されている。

特定の資産を返済源とする融資（スペシャライズド・レンディング）

28. バーゼル II では、ホールセール向けの貸出にいくつかのサブカテゴリーを設けてその他の形態の事業法人向け貸出とは区別し、「特定の資産を返済源とする融資（スペシャライズド・レンディング）」と称している。スペシャライズド・レンディングの定義は、個々のプロジェクトに対する融資で、その返済資金が原資産プールないし担保からの業績に大きく依存するものである。スペシャライズド・レンディングのサブカテゴリーのうち一つを除けば、銀行は、関連する入力情報の推計に係る最低要件を満たすことを条件として、単純に事業法人向け IRB 手法の枠組みを用いて、こうしたエクスポージャーについてのリスクウェイトを計算することができる。もっとも、こうしたエクスポージャー

について最低要件を満たすことは実際にはとても難しいと思われる。このため、CP3 では追加的に、銀行がエクスポージャーを5つの評価等級に分類することのみを求める選択肢を用意している。CP3 では、これらの等級の各々に特定のリスクウェイトを付与している。

29．スペシャライズド・レンディングのカテゴリーのひとつ、「プロジェクトファイナンス型の高リスク商業用不動産貸出 (HVCRE)」については、IRB 手法を採用して所要の入力情報を推計できる銀行は、別途のリスクウェイト関数を利用する。本リスクウェイト関数は、その貸出形態のリスク特性を反映して、事業法人向けリスクウェイト関数に比して保守性が高くなっている。所要の入力情報を推計できない銀行は、HVCRE のエクスポージャーを5つの等級に分類する。CP3 はこれらの等級に対しても特定のリスクウェイトを設定している。

株式エクスポージャー

30．IRB 手法を採用する銀行は、株式エクスポージャーを別途の取扱いとすることが求められる。CP3 では、2つのアプローチを提示している。一つは、事業法人向けエクスポージャーのPD/LGDアプローチを土台とし、銀行に対し株式エクスポージャーについて独自のPD推計値を算出することを求めるものである。ただし、本アプローチを用いた場合は、90%のLGD値を用いることを義務付けられるほか、多くの場合に最低リスクウェイトを100%とするなど、各種の条件を課される。いまひとつのアプローチは、銀行に対し向こう四半期の保有期間において、保有株式の市場価値が下落する可能性をモデル化することを認めるものである。本アプローチを簡便化したものとして、上場株および非上場株の各々に固定的なリスクウェイトを適用するアプローチも提示されている。

IRB の実施

31．バーゼルIIのリスクウェイト関数では内部的に推計した入力情報が用いられるため、IRB 手法の運用の仕方には多少の異同が生じることが予想される。当委員会は、銀行間の十分な整合性を確保するため、IRB 手法の採用が認められるための最低要件を設定した。本要件は、銀行内部の信用リスク評価能力が包括的で欠陥のないものであることを求めている。先進的IRB手法を用いる銀行は基礎的IRB手法を用いる銀行に比べて、より大きな柔軟性を与えられる一方で、より厳しい最低基準を満たさなければならない。

32．当委員会は、銀行の内部格付システムは異なる度合いのリスクを正確かつ一貫性をもって区別すべきであると考え。銀行は、個別の信用エクスポー

ジャーおよび最終的に全体のリスク・プロファイルに対して意味のある評価を行うため、格付区分に関する基準を明確かつ客観的に定義することが肝要である。銀行の格付システムが所期のとおり機能し、その結果正確な格付が行われることを確保するためには、堅固な管理環境がいまひとつの重要な要素となる。IRB 手法に係る最低基準では、格付プロセスの独立性、内部検証、および透明性が内部管理についての中心概念とされている。

33．明らかに、内部格付システムの質は入力情報の質に左右される。従って、IRB 手法を用いる銀行は、信用リスクの主要な統計値を計測できるようにする必要がある。バーゼル II の最低基準は、銀行に対し、過去の経験に基づくデータや、自らのエクスポージャーの関連性を示し得る限りにおいて、外部機関から得たデータを用いる柔軟性を与えている。実務的には、銀行は損失に係る統計値を長期にわたり安定的に収集、保存、使用することが可能になるプロセスの整備を求められよう。

証券化

34．バーゼル II では証券化について特別な取扱いを定めている。証券化は、現行合意において十分には考慮されていないリスク管理技術である。当委員会は、証券化はその本質として、銀行の信用エクスポージャーに係る所有権ないし(および)リスクを他者に移転することと関連していると認識している。この点において、証券化はリスクの分散化を行ない、財務の安定性を強化する際に重要なものと言える。

35．当委員会は、新合意が証券化に関する明確な取扱いを定めることは重要であると考え。銀行は現行合意の下で、ある種の証券化を通じて自らが抱えるリスクに見合った自己資本の保有を逃れることができただけに、証券化の取扱いを定めない限り、新たな枠組みは規制回避行動(キャピタル・アービトラージ)に対して脆弱なものとなろう。この問題に対処するため、バーゼル II は銀行に対し、標準的手法・IRB 手法の何れを用いる場合も、適正な所要自己資本の決定に際して証券化取引の経済的実態を見ることを求めている。

36．信用リスクに標準的手法を用いる銀行は、他のエクスポージャーと同様、証券化エクスポージャーに対しても様々な基準に基づいて当局が設定するリスクウェイトを適用しなければならない。特筆に価するのは、質の低い無格付の証券化と、同様の事業法人向けエクスポージャーの取扱いの相違である。証券化の場合、そうしたポジションは一般に、証券化対象エクスポージャーのプールから発生する全ての損失を一定水準まで引き受ける取極めとなっている。従って、当委員会は、こうしたリスクの集中には高い所要自己資本を課すべき

であると考え。特に、標準的手法を用いる銀行は、無格付の証券化ポジションを自己資本から控除しなければならない。

37．IRB 手法を採用する銀行が証券化のオリジネーターである場合は、プールされているエクスポージャーが証券化されていなかった場合に課されたであろう所要自己資本額を計算することが、本枠組みの主要な要素となる。この所要自己資本額は K_{IRB} と称される。IRB 手法を採用する銀行が、 K_{IRB} に達するまでの損失を他の保有者に先んじて吸収する義務を負った証券化のポジション（ファースト・ロス・ポジション）を保有している場合、当該銀行は本ポジションを自己資本から控除しなければならない。最最後の証券化ポジションはその性質上最も大きなリスクを伴う。従って当委員会は、こうしたポジションに係るリスクを削減する強いインセンティブをオリジネーター銀行に与えるため、上記の扱いが適当であると考え。高格付の証券化エクスポージャーに投資する IRB 手法を採用する銀行においては、外部格付の存在や原資産プールのグラデュラリティ、エクスポージャーの厚みに基づく取扱いが設定されている。

38．銀行が提供する流動性ファシリティは、コマーシャル・ペーパー市場の円滑な機能を支えるために重要であるとともに、一般に法人向け銀行サービスの重要な要素でもある。このため、証券化に関するバーゼル II の枠組みにおいては流動性ファシリティについても明確な取扱いが定められている。IRB 手法の枠組みにおいては、流動性ファシリティに対する所要自己資本は、プール資産の質や、当該ファシリティが引出される以前に損失が信用補完により吸収され得る度合いなど、いくつかの要因に依存する。各々の要因は、オリジネーター銀行が流動性ファシリティなどの無格付ポジションの所要自己資本を計算する際に用いる、当局が設定する計算手法への重要な入力情報となる。標準的手法においても流動性ファシリティの取扱いが定められており、リスクの低いファシリティに対してのみ優遇的な取扱いを認めるための様々な基準が設けられている。

39．リボルビング型のリテール向けエクスポージャーの証券化は、多くの場合、証券化された資産の質が低下し始めた時点で取引を解消する取極めを含んでいる。こうしたメカニズムは実質的に、証券化対象資産から生じる損失を全額被るリスクから投資家を部分的に守っている。従って、バーゼル II では、こうした「早期償還」条項を伴う証券化について特別な取扱いを設けることを提案している。当委員会のアプローチは、プールの原資産の質を計測することに基づいている。資産の質が高ければ、当該証券化エクスポージャーに対する所要自己資本はゼロとなる。しかし、資産の質が低くなるに従って、銀行は、クレジット・カード枠の先行きの引出し額がバランスシート上に残っているかの如く自己資本を多く保有しなければならない。

オペレーショナル・リスク

40．当委員会は、オペレーショナル・リスクは銀行が直面する重要なリスクであり、銀行は本リスクから生じる損失に備えて自己資本を保有すべきであると考える。バーゼル II の枠組みにおいては、オペレーショナル・リスクは「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、又は外生的事象に起因する損失に係わるリスク」と定義される。本リスクは、当委員会が規制自己資本について新たにアプローチを導入した分野のひとつである。当委員会は、信用リスクの場合と同様に、急速に進歩しつつある銀行の内部リスク評価技術を作業の出発点とし、こうした技術や、より広くいえばオペレーショナル・リスク管理が、時間の経過と共に向上するようなインセンティブを銀行に与えることを目指している。特に、後述の先進的計測手法（AMA）においてはその要素が強い。

41．オペレーショナル・リスクの計測手法は急速に発展しているが、マーケット・リスクや信用リスクの定量化と同様の精密さまで近い将来に達することは考えにくい。このことは、オペレーショナル・リスクの数値を新合意の第一の柱に算入する上で明らかな課題であった。それにも拘わらず当委員会は、オペレーショナル・リスクの計測手法を継続的に発展させる強いインセンティブを銀行に与え、また、銀行が本リスクに対して十分な自己資本のバッファを備えることを確保するため、第一の柱に本リスクを算入することが不可欠であると考え。新合意の枠組みの中にオペレーショナル・リスクに対する最低所要自己資本を設定できなければ、銀行のインセンティブを削ぎ、銀行業界がオペレーショナル・リスクに充当する資源も減少することは明らかである。

42．当委員会は、銀行がオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の算定手法を開発するに際し、これまでに無かった程の柔軟性を認める用意がある。銀行は、自らの業務の構成やそれに伴うリスクに即していると考え、所要自己資本を算定する。AMAにおいては、銀行が内部で用いている方式が十分に包括的かつ体系的でありさえすれば、オペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーを評価する際にその方式を用いることができる。委員会は、オペレーショナル・リスク管理実務が今後数年間のうちに急速に発展することを予想しており、そうした発展に対応できるようにするため、AMAの利用を認める際の基準や要件が余り詳細にならないように限定している。

43．当委員会は、オペレーショナル・リスク計測手法の進展を継続的に検証する所存である。当委員会は、AMAの精神と統合的なオペレーショナル・リスク

の枠組みを開発している銀行に進展がみられることに、非常に励みを受けている。これらの銀行の経営陣は、オペレーショナル・リスクを計測するための柔軟かつ包括的な手法を自行で開発することを可能であると考えている。

44．国際的に活動する銀行やオペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーの大きい銀行（例えば、特定の処理業務に特化した銀行）は、よりリスク感応度の高い AMA を採用するものと期待される。このほか、バーゼル II にはより簡便な 2 つの手法が提示されている。すなわち、基礎的指標手法と標準的手法である。これらの手法は、オペレーショナル・リスク・エクスポージャーが比較的小さい銀行に適用されることを想定している。大まかに言えば、基礎的指標手法および標準的手法を採用する銀行は、特定のリスク基準値に対する一定比率の自己資本をオペレーショナル・リスクへの備えとして保有することが求められる。

45．基礎的指標手法においては、過去 3 年間における平均粗利益がリスク基準値となる。本リスク基準値に当委員会が設定した 0.15 の掛目を乗じることにより、所要自己資本が算出される。本手法はオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本算定の初歩的な段階に当たり、本手法の利用を認められるために満たすべき要件は特に設けない。ただし、本手法を用いる銀行は、委員会が 2003 年 2 月に公表したガイダンス「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」を遵守することが奨励される。

46．標準的手法においても、銀行の業務規模、ひいては特定のビジネスラインにおける業務規模と関連したオペレーショナル・リスク・エクスポージャー量の代理変数として、粗利益を用いる。ただし、基礎的指標手法では銀行全体のレベルで所要自己資本を計算するのに対し、標準的手法ではビジネスライン毎に所要自己資本を計算しなければならない。所要自己資本は、粗利益に当委員会が設定した掛目を乗じることにより算出する。オペレーショナル・リスクに対する銀行の所要自己資本総額は、各ビジネスラインの所要規制自己資本の合計である。銀行が標準的手法を用いるための条件として、CP3 に述べられている最低要件を満たすようなオペレーショナル・リスク・システムを整備していることが重要である。

47．オペレーショナル・リスクについて基礎的指標手法ないし標準的手法を用いる銀行は、保険によるリスク削減効果が認められない。本概論の第 2 部に述べるとおり、AMA を用いる銀行は一定の条件の下に保険のリスク削減効果を織り込むことができる。

第二の柱：監督上の検証 および 第三の柱：市場規律

監督上の検証

48．新合意の第二の柱は一連の指針となる原則に基づいて構築されている。それらの原則は何れも、銀行は自らの負うリスク全体に応じて自己資本充実度合いを評価すべきであり、監督当局は銀行の自己評価を検証のうえ適切な対応を採る必要があることを指摘している。こうした要素は、有効な銀行経営を行ううえでも、また有効な銀行監督を行ううえでも必要であるとの認識が強まりつつある。

49．監督上の検証プロセスの重要性は、銀行業界から寄せられたフィードバックにおいても、また当委員会が自ら行った作業の結果としても浮き彫りになった。リスクと自己資本充実度の評価は、単に銀行が最低所要自己資本を満たしているか否かを検証することにとどまってはならない。従って、新合意に監督上の検証という要素を組み入れることは、リスク評価能力を強化することが銀行と監督当局の双方にとって必要であることを強調する意味で有益である。更に、自己資本充実度の枠組みは、新合意がよりフォワード・ルッキングになるとはいえ、複雑な業務を行う銀行のリスク・プロファイルの変化にある程度遅れを取ることは不可避である。特に、これらの銀行が新規ビジネスのチャンスをつかえようという時にはそうした傾向が生じる。それだけに第二の柱の重要性は高く、監督当局は第二の柱に注意を向けなければならない。

50．当委員会は、自己資本充実度の新たな枠組みの諸側面を完成させる過程において、第二の柱のガイダンスを改訂してきた。改訂内容の一つはストレス・テストに関連する。当委員会は、信用リスクで IRB 手法を採用する銀行にとって、経済情勢の悪化や不確実性に対する備えとして適切な自己資本を保有することが重要であると考えている。これらの銀行は、ストレス・シナリオ下で自行の IRB 手法下の所要自己資本がどの程度増大するかを推計するにあたり、十分に保守的なストレス・テストを自ら設計して実行することが求められる。銀行および監督当局は、ストレス・テストの結果を用いて、銀行が十分な自己資本のバッファを有していることを確認する。自己資本が不足している場合、その程度に応じ、監督当局は銀行に対し、現在保有する自己資本が最低所要自己資本に加え再度行ったストレス・テストの結果もカバーし得るよう、リスクの削減を求めるなどの措置を採るかも知れない。

51．もうひとつの修正点は、銀行自身による集中リスクの検証や、担保、保証、クレジット・デリバティブの利用から生じる残余リスクの取扱いに関するものである。また、第一の柱における証券化の取扱いを補完するかたちで、監督上

の検証の要素が設けられた。これは、ある種の証券化エクスポージャーに対し監督当局が期待することについて、銀行に多少とも示唆を与えることを企図している。そこで取り上げられる事柄には、リスクの大幅な移転、およびコール条項や早期償還に関する考察が含まれている。また、銀行が証券化スキームに暗黙の（契約に明記されていない）支援を与えていると判断される場合の、あり得べき監督上の対応の概要が論じられている。

市場規律

52．第三の柱の目的は、第一の柱における最低所要自己資本と、第二の柱で取り上げられている監督上の検証プロセスを補完することにある。当委員会は、市場参加者が銀行のリスク・プロファイルや自己資本水準に関して鍵となる情報を評価することができるよう一連の開示義務を策定することにより、市場規律を促進することを目指してきた。新合意の下では銀行の内部手法の使用が認められており、自らの所要自己資本を算定する際の裁量が拡大するため、情報開示が極めて重要であると当委員会は考える。情報開示の強化を通じて市場規律が促進されれば、銀行と監督当局がリスクを管理し安定性を高めることを支援する上で、自己資本の新たな枠組みにおける第三の柱は極めて有益となり得る。

53．当委員会はこの一年に様々な市場参加者や監督当局との間で、銀行がどのような情報開示をどの程度行えば最も有益であるかを話し合った。この対話は、銀行のリスク・プロファイルの実態を把握するにあたり、解釈並びに利用の難しい情報が市場に氾濫することを回避することが目的であった。当委員会は、新合意の第二次市中協議用パッケージにおいて提案した情報開示を厳しく吟味した末、特に内部格付手法や証券化に関連する部分について開示要求を大幅に削減した。

54．当委員会は、監督当局が銀行に情報開示義務を課す際に用いることができる法的手段は国により異なることを認識している。それらの手段には、安全性や監督上の観点から情報開示を求めたり、監督当局に提出する報告の中で情報開示を求めることも含まれよう。当委員会は、銀行に対して情報公開を求める手段は各国当局の法的権限に依存していることを認識している。

55．もうひとつの重要な点は、バーゼル II における情報開示の枠組みを各国の会計基準と整合的なものとする必要性である。新合意の開示義務は銀行の自己資本充実度に焦点を絞ったものとし、銀行に課せられているより広範な会計上の開示基準との間に相反が生じないようにするために多大な努力が払われた。この作業は、会計当局との間の緊密かつ協力的な対話を通じて成し遂げられた。

会計当局が継続的に行う作業は新合意で要求される情報開示に影響を及ぼす可能性があるため、当委員会は今後も会計当局との協力関係を強化していく。自己資本の枠組み自体が今後修正される場合は、銀行に対して情報開示を求める情報の量に当該修正がどのような影響を及ぼすかを考慮するつもりである。

新合意の実施

新合意への移行

56．当委員会は、CP3 に含まれている提案は様々な国の広範な銀行に適用可能であると考え、G10 諸国については、当委員会メンバーは、新合意の共通実施日を 2006 年末とすると合意した。これらの国における新合意の適用対象は、国際的に活動する銀行および各国当局が適切と考えるその他の重要な銀行となる予定である。いくつかの G10 諸国においては銀行システム全体にバーゼル II の枠組みが適用される。G10 諸国の監督当局は、バーゼル II を採用しない銀行も自己資本充実度に係る健全な規制に従うことを確保する。

57．新合意は世界各国の銀行および銀行システムに対して複数の選択肢を提供するよう構築されているものの、自国の監督を強化するために何をすべきかを考えた場合に、非 G10 諸国では短期間のうちに新合意に完全に移行することが全ての監督当局にとって最優先課題とは限らないことを、当委員会は承知している。そうした場合、各国当局は、実施のタイムテーブルと方法を検討するに際し、国内銀行システムの実態に照らして新たな枠組みの利点を注意深く検討すべきである。

58．資源の制約や他の優先課題を考慮すれば、特に非 G10 諸国においては、上記のタイムテーブルが 2006 年以降に延期されても驚くには当たらず、不適切であるとも言えない。しかし、バーゼル II の最低所要自己資本に関する部分の実施が 2006 年末より後になるとしても、各国当局は、新合意の監督上の検証や市場規律に係る主要な要素について実施することを検討すべきである。

59．多くの国の監督当局は、バーゼル II への移行を既に計画し始めている。当委員会は、このプロセスを支援するため、世界各国の監督当局により構成されるグループに対し、非 G10 諸国の監督当局が新合意の標準的手法および基礎的 IRB 手法に移行することを支援する枠組みを開発するよう依頼した。本作業には IMF と世界銀行からも参加を得ている。当委員会は、新合意への移行を成功させるにはこうした継続的な協力が不可欠であると考え、

将来的な課題への対応

60．当委員会は、バーゼル II の実施を成功させるため、銀行と当局の間、また各国当局間での頻繁な情報交換が決定的に重要であると考えます。当委員会は、各国における新合意の統合的な実施を促進するため、新合意実施作業部会(AIG)を設け、バーゼル II の実施に関する実務的な課題や、それらの問題点に対処するために各国当局が用いている戦略について情報交換を行っている。AIG はまた、当委員会傘下で新合意の内容に関わる修正や解釈を検討する自己資本タスクフォース(CTF)と緊密な連携を取って作業を行う予定である。

61．当委員会は、バーゼル II の実施後も合意は進化し続けると考えている。こうした進化は、本枠組みが市場における新たな発展やリスク管理実務の進歩に歩調を合わせていくために必要となる。しかし、当委員会は、新合意の目標設定をその実施前に変えていくことは意図していない。2006 年末以前における優先課題は、類似したエクスポージャーにおける同一のリスクに対して、異なる手法間の取扱いに予期せぬ重大な不整合が生じた場合に、これを是正することである。当委員会はまた、新たな枠組みにおける抜け道や予期せぬ影響も除去するよう努める。

62．当委員会は、こうした対応の必要性が明らかになるのは銀行がバーゼル II のルールを採用し始めた後であるかも知れないということを認識している。より先進的なリスク評価手法(信用リスクの IRB 手法、オペレーショナル・リスクの AMA)を用いる銀行は、バーゼル II の実施に 1 年先立って、現行合意と同時にそれらの先進的な手法に基づいた計算をすることが求められる。当委員会は、こうした並行的な計算によって、銀行と当局は新合意が及ぼし得る影響について貴重な情報を得ることになり、正式な実施に先立って問題点を明らかにすることができると思います。

63．CTF は 2006 年末以降も、銀行の新商品や、リスク管理プロセスの進歩が新たな枠組みに及ぼす影響について検討する責任を負う。当委員会は、業界の実務が時間の経過とともに変化し、その変化のスピードは分野毎にまちまちであることを認識している。特に、IRB 手法と AMA は業界のサウンド・プラクティスを反映すべきものと考えている。証券化の自己資本規制上の取扱いなど新たな枠組みにおけるその他の分野は、必要な場合には、新しい展開に適応し得るよう十分に柔軟なものとすべきである。また、当委員会は、OTC デリバティブの潜在的エクスポージャーの取扱いの改定などバーゼル II に盛り込むことができなかつた論点についても検討する所存である。

64．業界との継続的かつ広範な対話は、当委員会にとって大変有益なものであった。当委員会は、こうした生産的な交流を継続させる手段として、規制自己資

本のルールを業界のサウンド・プラクティスに整合的な提案とするため、業界の支援を得る機会を増やしていく所存である。リスク管理の発展について銀行と監督当局が更なる意見交換を行うことは、当委員会が新たな枠組みの有効性を将来にわたって維持できるような決定を行っていくうえでの助けとなろう。

クロスボーダーでの実施

65．大規模な銀行を有効に監督するためには、業界と当局のより緊密で協力的な連携が不可欠である。新合意の下では、クロスボーダー問題が今日以上に注目を集めることになると思われる。当委員会は、「バーゼル・コンコルダット」と「最低基準」の両文書に述べられている現行のクロスボーダーの監督責任は、新合意が実施されても引続き適用されると考える。しかし、新合意の下では実務面で当局間の協力を強化する必要性が生じるであろう。とりわけ、複雑で国際的な銀行に対してクロスボーダーの監督を行う際にはそうした必要性が高い。当委員会は特に、実施に係る銀行の負担を軽減するとともに監督資源を節約するため、承認や確認の作業を重複して行ったり不統一に行ったりすることを可能な限り避けるべきであると考えている。すなわち、新合意の実施に当たり、当局は銀行グループに対し、母国当局と現地当局がそれぞれ果たす役割について可能な限り明確に説明し、実務的な取極めが理解されるようにすべきであるというのが当委員会の考えである。

66．新合意をクロスボーダーで実施しても、国内銀行の規制および連結ベースの監督に関する取極めにおける各国当局の法的な責任は変わらない。しかし、当委員会は、改定後の合意を有効に実施するために必要な情報を母国当局のみで収集し得るとは限らないとの認識を持っている。このため、AIG は、当局間のより緊密な実務的協力と情報交換を促進するための諸原則を策定する予定である。

67．当委員会は、国際的な監督上の協力に関する重要な土台として、国際的に活動する銀行に関する「相互認識 (mutual recognition)」の原則を広く支持する。相互認識の原則とは、国際的に活動する銀行に対し国外に支店の設置を認める際は、自己資本充実度に関し、共通の手法を認定する必要があること、および、現地法人に過重な負担となることを避けるため母国と現地の自己資本規制の相違を最小限にとどめることが望ましいこと、を意味する。

次なるステップ

68．当委員会は、今回公表する提案のパッケージについて 3 ヶ月間のコメント期間を設ける。CP3 に対するコメントは、2003 年 7 月 31 日までに関係する各

国の監督当局と中央銀行に提出されたい。これに加えて、バーゼル銀行監督委員会（The Basel Committee on Banking Supervision at the Bank for International Settlements, CH-4002, Basel, Switzerland）に提出することもできる。コメントは電子メール(BCBS.Capital@bis.org)またはファックス(41 61 280 9100)でも受け付けており、宛先は Basel Committee Secretariat とされたい。

69．当委員会は、協議期間中に受けたコメントをウェブサイト上で公開する方針である。ただし、明示的に対外秘と記されたコメントは公開しない。当委員会は、寄せられた回答に基づいて、本提案に更なる修正を加える必要があるか否かを検討する。当委員会は、このプロセスにより貴重なコメントが得られ、国際的な銀行システムの安定性強化に繋がる合意の改善に資するであろうと考えている。当委員会は、メンバー国が所定のタイムテーブルに従って新合意を実施することができるよう、バーゼル II の枠組みを 2003 年第 4 四半期中に完成することを目指している。

第 2 部 QIS3 テクニカル・ガイダンスに対する修正

はじめに

70．当委員会は、QIS3 テクニカル・ガイダンスの公表以来、新合意の提案を改良することに相当な時間を費やしてきた。業界と協議を行うたびに、新たな枠組みのリスク感応度を強化し、当委員会が標榜する目的とほぼ整合的な所要自己資本をもたらすための修正が加えられた。CP3 に反映されている変更も、同様の精神により行われたものである。

71．当委員会は、現行合意の改正プロセス全体を通じて、様々な方法で決定事項を公表してきた。例えば、新合意に係る第 2 次市中協議用パッケージに述べられていた提案に加えられた修正は、2002 年 7 月 10 日のプレス・リリースにより伝えられた。更に、QIS3 テクニカル・ガイダンスに付属する概論ペーパーの相当部分がこうした修正の理論的根拠を説明することに費やされた。従って、本概論ペーパーではこれより、第一の柱（最低所要自己資本）に係る提案について、2002 年 10 月の QIS3 テクニカル・ガイダンスに対して加えられた修正を論じる。これは、バーゼル II の進展に詳しい読者が、最新の修正の内容について理解を深めることを可能にするためである。

引当金の認識

72．IRB 手法の枠組みにおいて、銀行は、引当金によりリスクアセットのうち期待損失(EL)部分を相殺することが認められている。殆どのエクスポージャーにおいて、リスクアセットのEL部分は $12.5 \times PD \times LGD \times EAD$ として定義されている。当委員会は、QIS3 テクニカル・ガイダンスに概要が説明されている一般引当金の取扱いにつき、更なる検討を行った。当委員会は今般、Tier2 資本への算入可能額を超える引当金を認識する基準の修正を提案している。本上限を超える引当金は、IRB 手法下の所要自己資本と同額相殺することができる。ただし、本相殺は、IRB 手法下の所要自己資本のEL部分が、Tier2 資本算入可能な引当金の最大値を超えている部分に限られる。

73．当委員会は、一般引当金、特に現在 Tier2 資本に算入されている一般引当金とELの相関関係については様々な見方があることを承知している。しかし、これらの引当金の取扱いに係る代替案は、銀行の Tier1 自己資本比率および総自己資本比率にそれぞれ異なる影響を及ぼす。こうした影響は、実質的に、規制自己資本の諸要素の定義を見直すことと見分けがつかない。当委員会は、バーゼルIIの改定プロセスでは、そうした見直しを行わない旨決定した。当委員会は引続き、自己資本の定義に何らかの変更を加えることは、同定義のあらゆる側面を包括的に見直す作業の一環として行うべきであると考えている。

74．当委員会はまた、標準的手法における延滞貸出の取扱いを修正し、引当金の認識を一部認めた。延滞貸出(個別引当金および適格な担保・保証の控除後)に適用されるリスクウェイトは、貸出残高に対する個別引当金の規模に応じて変動する。例えば、個別引当金が貸出残高の20%以上の場合は、100%のリスクウェイトが適用される。個別引当金がゼロの場合は、延滞貸出に適用されるリスクウェイトは150%である。また、標準的手法の他所で認められていない形態の担保により延滞貸出が全額保全されており、かつ引当金が貸出残高の15%以上の場合は、100%のリスクウェイトを適用することができる。

パラグラフ 342～348、およびパラグラフ 48～51 をそれぞれ参照。

リボルビング型消費者信用

75．リボルビング型消費者信用(QRRE)のリスクウェイト曲線の傾きは影響度調査の結果を受けて修正された。最大相関は、QIS3のテクニカル・ガイダンスで示されていた値の0.15から0.11に調整された。更に、期待損失の75%は将来利益収入によってカバーされることが実質的に関数により認められることとなった。

76．当委員会は、QRREに対する所要自己資本がとりわけ低いことが、銀行が

消費者に対する与信姿勢を変更するインセンティブを与え得ることを認識している。特にこうした取扱いにより、銀行は、リテール向け与信を保全されていない個人向け期限付貸出としてでなく、クレジット・カード等リボルビング型エクスポージャー形態で組成するようになっていく可能性がある。

77．銀行は第3回定量的影響度調査（QIS3）において、保全されていない個人向け貸出に代えてクレジット・カードを発行することが及ぼし得る影響を予想することは求められていなかった。それ故、リテール向け与信にそうしたシフトが起こった場合、所要自己資本は、当委員会がQIS3の作業結果を考慮のうえ妥当と判断した水準を下回る恐れがある。当委員会は、こうした変化が及ぼす影響を、バーゼルIIの継続的な見直し、および自己資本の全体的水準に過渡的に適用されるフロア見直しの一環として検討する。

78．より一般的な問題として、当委員会のメンバー国は、検証プロセス等を通じて銀行が与信案件を如何に分類しているかを注意深くモニターし、新合意の整合的な実施を確保するよう努力する所存である。特に、所要自己資本を最小化することのみを目的として与信案件を分類し直す、といったことが行われることのないよう注意が払われるであろう。

パラグラフ 202～203、およびパラグラフ 299～300 参照。

住宅ローン

79．当委員会はまた、過渡的措置として、居住用不動産により担保されているリテール向けエクスポージャーのLGD値の下限を10%とすることを提案している。住宅価格のサイクルは非常に長く、短期間のデータでは適切に把握できない可能性があるため、IRB手法の実施後3年間の移行期間においては、居住用不動産により担保されているリテール向けエクスポージャーのLGDは、何れのサブセグメントにおいても10%を下回ってはならない。当委員会は、移行期間の経過中に本フロアの必要性について再検討する所存である。

80．当委員会はまた、住宅ローンに係る所要自己資本額を標準的手法とIRB手法の間でより整合的なものとするための対策を講じた。債務者が現在または将来居住するか、もしくは賃貸されている住宅に対し設定された抵当権により完全に保全された貸出には、標準的手法の下では35%のリスクウェイトが適用される。

パラグラフ 235 および 45 をそれぞれ参照。

スペシャライズド・レンディング

81. IRB 手法の枠組みでは、銀行の事業法人向け与信ポートフォリオのサブセクションとしてスペシャライズド・レンディング (SL) が設けられている。SL とは一般に、返済源が原資産プールや担保に大きく依存している個別プロジェクトへの融資を指す。CP3 では、SL のうち、他のタイプの SL に比して損失率のボラティリティーが高い商業用不動産向け貸出について別途の取扱いを概説している。こうしたタイプの融資は「プロジェクトファイナンス型の高リスク商業用不動産貸出 (HVCRE)」と呼ばれる。

82. QIS3 テクニカル・ガイダンスに概説したとおり、IRB 手法の下で事業法人向けの PD 推計に係る要件を満たしていない銀行は、SL の内部格付等級を当局が設定する 5 つのカテゴリーにマッピングすることを求められる。当局が設定する 5 つのカテゴリーにはそれぞれ特定のリスクウェイトが設定されている。HVCRE は潜在リスクが大きいいため、当局が設定した HVCRE のリスクウェイトは他の SL エクスポーチャーに比して高い。銀行のマッピング・プロセスを補助するため分類の基準が示されている。

83. CP3 では、当局が設定するカテゴリーを用いる銀行に対し、各国裁量で、「優良 (strong)」と「良好 (good)」と認められたエクスポーチャーに優遇的なリスクウェイトを適用することを認めている。優遇的なリスクウェイトの適用が認められるための条件には、当該 SL エクスポーチャーの残存期間が 2.5 年未満であること、ないし、銀行の融資実行及びその他のリスク特性が、当局が設定するカテゴリーに対応する分類基準よりも大幅に堅実であると監督当局が判断していること、が含まれる。

パラグラフ 244 ~ 246、およびパラグラフ 249 ~ 251 参照。

プロジェクトファイナンス型の高リスク商業用不動産(HVCRE)

84. 上述したとおり、上記の取扱いは HVCRE にも適用される。CP3 では、これまでより更に一歩進んで、各国裁量にて基礎的および先進的 IRB 手法の枠組みを適用することを可能としている。こうした措置は、本分野においてよりリスク感応度を高めることを目的として導入されたものである。HVCRE に対する基礎的および先進的 IRB 手法は、別個のリスクウェイト関数が設けられていることを除けば、全ての側面において事業法人向けエクスポーチャーに対する一般的な IRB 手法枠組みに類似している。HVCRE エクスポーチャーの LGD および EAD を推計するための要件を満たしていない銀行は、事業法人向けエクスポーチャーに対して監督当局が設定したパラメータを用いなければならない。

パラグラフ 252 および 253 参照。

クレジット・デリバティブ

85．当委員会は、業界との間で幅広く有益な協議を行い、信用リスク削減手法に関する枠組みの大幅な変更を決定した。銀行は今後、リストラクチャリングを信用事由に含めないクレジット・デリバティブについても、参照資産のリストラクチャリングを行うか否かについて完全な決定権を有することを条件として、規制上の所要自己資本の算定にあたり信用リスク削減効果を反映させることができる。当委員会は、CP3 の市中協議期間を利用し、支払いのトリガーとなる信用事由にリストラクチャリングを含まないクレジット・デリバティブに関し、規制上の所要自己資本の算定における代替的な取扱いについても検討する予定である。

パラグラフ 162 の(a)参照。

証券化

86．当委員会は、証券化に関する第二次ワーキング・ペーパーを 2002 年 10 月に公表した後、IRB 手法における証券化の取扱いを中心に業界との間で広範な協議を行った。本協議の過程において、銀行は当局が設定する計算法 (SF) の技術的な枠組みを支持する旨表明した。ただし銀行は、無格付のポジションのうち劣後性が極めて高いものと、優先順位が最も高い、ひいては最も信用の質が高いものに関連して当局の手法が優先的に使用されることを疑問視した。SF は、開発の経緯により、主としてオリジネーターである銀行がある種の無格付証券化ポジションの所要自己資本を算定する際に用いる手法として構築されている。その他の銀行も、エクスポージャーのプール資産について詳細な情報を有していること、および監督当局が承認していることを条件として SF を用いることができる。これは SF が基本的な入力情報として IRB 手法下の所要自己資本額に依存しているためである。

87．当委員会は CP3 において、劣後性の高い無格付ポジションを所要自己資本から控除する必要があることを再確認している。オリジネーターである銀行は、 K_{IRB} 以下のポジションを全額控除しなければならない。同様に、第三者機関が組成した証券化に投資する銀行は、無格付ないし低格付のポジションを控除しなければならない。当委員会は、その性質上最もリスクの高いこの種のポジションに係るリスクを保持したり引き受けたりすることを避ける強いインセンティブを銀行に与えるため、こうした控除要件が必要であると考え。最も優先順

位の高い証券化ポジションについては、SF の基礎になる信用リスク・モデルでは所要自己資本はゼロとなる。当委員会は、全ての証券化ポジションは銀行はある程度信用リスクに晒すと考えているため、SF が使用される場合、56 ベースポイントのフロアの所要自己資本は維持する。全般的に、当委員会は業界との協議を踏まえ、SF の適用を簡素化した。

88．証券化の枠組みに加えられた変更のひとつは、流動性ファシリティの取扱いである。適格な流動性ファシリティを認めるための要件が修正された。IRB 銀行について、所要自己資本の扱いが更に修正された。流動性ファシリティを提供する IRB 手法を採用する銀行は、証券化の資産プールに係るエクスポージャーの K_{IRB} を継続的に算定することを求められる。算定できない場合は、当該エクスポージャーを自己資本から控除しなければならない。 K_{IRB} の算定方法はエクスポージャーのタイプにより異なる。例えば、法人エクスポージャーについては、プール内の個別エクスポージャー毎に IRB 資本を算定しなければならない(「ボトムアップ」方式)。これに対し、リテール向けエクスポージャー、ないし、購入した事業法人向け売掛債権により構成されるプールの場合は、プール全体のレベルで所要自己資本を計算することができる(「トップダウン」方式)。

89．業界の代表者は、SF を通じ流動性ファシリティの所要自己資本を算定する際に、「トップダウン」方式の利用が可能となったことを歓迎した。しかし、その適用対象は残存期間 1 年以内の未保全の売掛債権に限られていたため、業界代表者は適用範囲の狭さに懸念を表明した。あるいは適用対象について、売掛債権が保全される必要があった。証券化はより長期の未保全の売掛債権を対象とする場合が多いことに配慮し、例外的に残存期間 1 年のルールは緩和された。銀行は、監督当局が「流動性ファシリティにボトムアップ方式を適用することは不当に大きな負担となる」との判断を行った場合、トップダウン方式を用いて IRB 手法下の所要自己資本を算定することができる。証券化以外の枠組みにおいてトップダウン方式が用いられる場合は、残存期間 1 年の制限が引続き適用される。

90．銀行が「ボトムアップ」方式ないし「トップダウン」方式のいずれも使用することが実務的に困難な場合は、適格な流動性ファシリティの所要自己資本を決める際、例外的な措置として監督当局の同意により、標準的手法を採用する銀行が用いる手法と同様の手法を一時的に使用することが許容される。

パラグラフ 574 と 603 を参照。

オペレーショナル・リスク

91．当委員会は、国際的に活動する大規模銀行やオペレーショナル・リスク・エクスポージャーの大きい銀行が、リスク感応度のより高いAMAを採用することを支援するため、AMAの部分適用を認める用意がある。CP3に提案されているとおり、銀行は、一部の業務のオペレーショナル・リスクに基礎的指標手法ないし標準的手法を適用し、その他の業務についてはAMAを適用することができる。ただし、銀行グループ内の全ての重要なリスクが包括的かつ連結ベースで把握されていることが条件となる。しかし、より先進的なオペレーショナル・リスク手法の何れかを利用することを認められた銀行は、監督当局から指示が無い限り、より簡便な手法に戻ることを許されない。

92．AMAに加えられたもうひとつの変更は、銀行が本手法を用いて規制自己資本を算定する際に、オペレーショナル・リスク削減手法として保険の効果を認めたことである。銀行は、CP3に概説されている最低要件を満たす場合、オペレーショナル・リスクに対する総所要自己資本の20%を限度として保険効果を認識することができる。

93．当委員会が行った第3回定量的影響度調査の結果によれば、G10諸国の銀行においては、より簡便な手法（基礎的指標手法および標準的手法）をオペレーショナル・リスクに適用した場合の所要自己資本は、現行合意下の最低所要自己資本の12%という目標にほぼ近い水準となることが判明した。しかし、国毎の結果をみると銀行間でのばらつきが大きかった。分析を進めた結果、こうしたばらつきは、貸出利鞘の厚みを通じて、粗利益と信用リスクがリンクすることに起因していることが示唆された。いくつかの銀行では、粗利益を基準とした所要自己資本は信用リスクに対する所要自己資本と二重計上されてしまうことになる。

94．こうした状態を回避するため、監督当局は各国裁量として銀行に対し代替的な標準的手法の利用を認めることができる。監督当局は、例えばリスクの二重計上を排除することなどによって銀行の算定のベースが改善されると判断した場合に、代替的手法の利用を認めることができる。代替的手法では、リテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキングの業務に量的要素（粗利益に代えて貸出および銀行勘定上のその他の資産額を使用）が適用される一方、その他の業務活動に係る要素には変更を加えない。銀行は更に、粗利益をその他の（リテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキングの業務を除く）6ビジネスラインに分割する代わりに、より保守的なベータ・ファクターとして18%を6ビジネスラインの粗利益の合計額に適用し、所要自己資本をより保守的に算定することができる。

パラグラフ 610、611、637 および脚注 91 参照。